

税

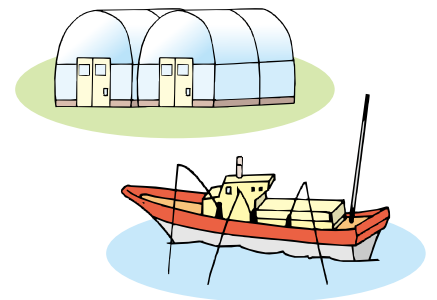
TAX

償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形固定資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の課税対象となり、申告

償却資産の対象となる資産(例)

区分	資産
① 構築物	温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装 など
② 機械および装置	暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレスなどの産業用機械および装置 など
③ 船舶	ボート・漁船 など
④ 航空機	飛行機・ヘリコプター など
⑤ 車両および運搬具	大型特殊自動車・構内運搬車 など
⑥ 工具・器具および備品	エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケース など



が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であっても、申告は毎年必要です。該当する資産がある場合は、平成27年1月1日現在の所有状況を2月2日（月）までに申告してください。申告書は12月中旬に送付します。

◆決算書類との照合について

市では、公平・公正な課税を行うことを目的として、固定資産税にお

ける償却資産について適正な申告がなされているかを調査しています。

毎年、償却資産申告書と決算書の内容を確認し、申告をしてください。

◆電子申告をご利用ください

インターネットで地方税の手続きができる「エルタックス」を利用して、償却資産の申告が可能です。詳しくはエルタックスホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

▼税務課

☎ 23局3510 FAX 23局0180

豊橋税務署からのお知らせ

◆平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

※詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。だくか、お問い合わせください。

◆e-Taxの利用方法などを

メール配信しています。e-Taxの名古屋国税局では、e-Taxの

利用方法などをメールで配信しています。

配信を希望される方は、パソコンのメールアドレスの宛先に次のメールアドレスを入力して、空メールを送信することで登録できます。

「e-Tax利用方法メール配信」登録用メール送信先

✉ etax@nagnta.go.jp

▼豊橋税務署個人課税第一部門

☎ (0532) 52局6201

DONATION

寄付

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼10月28日、渥美商工会ゴルフ親睦会様から災害対策基金へ積立のため、金20万円。

▼11月6日、三河ミクロン株式会社代表取締役 彦坂直政様から市立小中学校および保育園の花いっぱい運動の推進および環境教育の向上のため、草花用培土33㎡、袋840袋。

